

別表（第6条関係）

（単位：円）

区分	基本使用料	追加使用料
	3時間当たり	1時間当たり
和室（各1室）	210(430)	50(100)
和室（30畳）	310（650）	100(210)
和室（全室）	430（870）	210(430)
会議室(A)	430（870）	100(210)
会議室(B)	210(430)	50(100)
会議室（全室）	540（1,100）	150(310)

備考

【基本使用料】

- 1 基本使用料は、使用開始時より3時間までの使用料とし、使用時間が3時間に満たないときも、基本使用料の定額を徴する。
- 2 冷暖房使用時は、（ ）内使用料を適用する。

【追加使用料】

追加使用料は、3時間を超えた使用時間に対し、1時間ごとに加算する使用料とし、端数30分未満はこれを切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

【その他】

- 1 営利を伴う場合は、基本使用料及び追加使用料の5倍の額とする。
- 2 「被保険者等」とは、雇用保険の被保険者及び過去において被保険者であったものをいう。